

第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会各省庁提出に係る施策等とりまとめ
に係る警察庁意見に対する内閣府意見

(警察庁意見)

1. 以下の施策については、警察のみで検討、実施することは困難若しくは不相当であるか、又は関係する省庁すべてが検討、実施することが可能と考えられることから、そのような方向で、修文及び骨子案の取りまとめをされたい。

なお、関係省庁については、当庁において考え得る省庁を列挙したものであるが、貴府において、判断、調整願いたい。

(上記意見に対する内閣府意見)

「各省庁提出に係る施策等とりまとめ」は、各省庁で積極的に取り組む施策、あるいは前進させる施策として提出いただいたものを取りまとめたものである。御指摘いただいた下記(1)から(7)の施策についても、現に警察において犯罪被害者等のための施策として取り組んでいるものについて、当該警察においてその適切な運用に努めていくなどとするものであり、「警察のみで検討、実施することは困難・不相当」ということではないと思料する。したがって、下記(1)から(7)について、「警察において」という部分を削除すべきとする修文意見には同意できない。なお、連携・協力に関しては、基本計画に明示されなくとも、各府省庁が犯罪被害者等のための施策を実施するに当たって、国の他の機関と連携・協力することは当然の責務である(基本法第5条、第7条)。

他方、「関係する省庁すべてが検討、実施することが可能」という意見については、同趣旨の施策を他の府省庁においても検討、実施すべきか否かという別個の問題である。内閣府として省庁横断的に取り組む必要がある課題と考えたものについては、「とりまとめ」の1頁の上から3番目の「 」及び7頁の一番下の「 」のとおり、それぞれの検討のための会において調査・検討することとしている(なお、その際に、検討すべき事項すべてについてまとめて結論を出すということではなく、ある事項については単体で早期に結論を出すこともあり得るところである。)。もっとも、各省庁の取り組みや施策の趣旨等について、内閣府はすべてを十分に把握していない点もあると思われ、御指摘の下記(1)から(7)の各施策に関し、御指摘の府省庁がそれぞれどのような具体的施策を検討・実施すべきかを、警察庁において更に具体的にご教示いただきたいと思います。

(「とりまとめ」原案)(「とりまとめ」1頁の下から3番目の「 」)

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を把握し、教示できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための制度に関する案内書、申込書等を常備し、教示・紹介していくことについて検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。[警察庁]

(警察庁意見)

- (1) ~~警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との~~において、相互の連携・協力を充実・強化し、~~それらの~~これらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を把握し、~~それぞれが~~それぞれが教示できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための制度に関する案内書、申込書等を常備し、教示・紹介していくことについて検討し、~~早期に結論を出し、~~必要な施策を実施する。[内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省]

(上記意見に対する内閣府意見)

案内書、申込書等の常備について、各機関・団体相互の協力が必要との御指摘を踏まえ、警察における取組としては、特段の御異論がなければ、以下のように修正することとしたい。

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等をそれぞれが教示できるよう努めていくとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、教示・紹介していく。[警察庁]

他方、「警察において」を修文することについては、警察が、被害を受けた直後の犯罪被害者等に接する機会が特に多く、かつ、全国に極めて多数の窓口を有するものであることにかんがみれば、警察において、原案にある施策を講じていくことを基本計画に掲示することには特段の意味があるのであって、不適当であると思料する。

なお、この点に関する内閣府における取組については、パンフレットの作成、ポータルサイトの開設、ホームページの充実等により、各種情報提供に努めていくことが施策として盛り込まれているところである。また、案内書、申込書の常備については、内閣府としてもそうしたものを収集するつもりであるが、各地に窓口を有してはいない内閣府の施策として格別に掲げるべきものではないと思料する。

その他の省庁の取組については、各省庁においても、ご検討いただきたいが、いずれにしても、「どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等

を途切れることなく受けることのできる体制作り」のための検討の会（「とりまとめ」1頁の上から3番目の「 」）において、関係府省庁の共同により、他機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等の教示・紹介について検討されることになる。

（「とりまとめ」原案）〔「とりまとめ」1頁の下から2番目の「 」〕

警察において、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。〔警察庁〕

（警察庁意見）

（2）警察において犯罪被害者等の支援に係る諸機関・団体等は、各都道府県警察・警察署レベルで及び警察署単位に設置もされている知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについてにおいて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

（上記意見に対する内閣府意見）

上記施策は、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク内の連携に関するものであり、警察の施策に属するものと理解している。この理解を前提に原案のとおりとしたいと思料するが、この理解が誤りであれば、所要の修正が必要となると思料するので、ご教示いただきたい。なお、明示がなくとも関係府省庁が協力することは当然であるが、上記被害者支援連絡協議会等に関し、特に基本計画に明記する必要がある特段の協力が不可欠と思われる府省庁があれば、その旨の所要の修正が考えられるので、理由と併せて具体的に教示願いたい。

さらに、被害者支援連絡協議会等の枠を越えた「立体的、網の目状」のネットワークの構築については、「どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り」のための検討の会（「とりまとめ」1頁の上から3番目の「 ）において、関係府省庁の共同により、検討されることになる。

(「とりまとめ」原案)(「とりまとめ」3頁の上から4つ目の「 」)

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者が情報を入手する利便性を更に拡大することについて、性犯罪被害者の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。[警察庁]

(警察庁意見)

(3) ~~警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、現行の「性犯罪110番」の被害に関する相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」リーフレットの交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえた検討を行い、性犯罪被害者が情報を入手する利便性を更なるに拡大に努めるることについて、性犯罪被害者の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省〕~~

(上記意見に対する内閣府意見)

利便性拡大の検討は継続的なものであるとの御指摘を踏まえ、警察における取組としては、特段の御異論がなければ、以下のように修正することとした。

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。[警察庁]

他方、「警察において」を修文することについては、警察が、性犯罪による被害を受けた直後の犯罪被害者等に接する機会が多く、かつ、全国に極めて多数の窓口等を有し、種々の現行施策を有しているものであることにかんがみれば、それらの施策を更に進展させていくことを基本計画に掲示することには特段の意味があるのであって、不適當であると思料する。

その他の省庁の取組については、各省庁においても、ご検討いただきたいが、いずれにしても、「どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り」のための検討の会(「とりまとめ」1頁の上から3番目の「 」)において、関係府省庁の共同により、性犯罪被害者の情報取得の利便性拡大についても検討されることになる。

(「とりまとめ」原案)(「とりまとめ」4頁の上から1番目の「 」)

警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。[警察庁]

(警察庁意見)

(4) ~~警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的活用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による~~における横断的な支援活動を実施するために、被害者支援連絡協議会に係るネットワークの活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。[内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省]

(上記意見に対する内閣府意見)

被害を受けた直後の犯罪被害者等に接する機会が特に多く、また、接し方の密度も必要的に濃く、早期支援に関して種々の現行施策を有している警察が、それらの施策を更に進展させていくことを基本計画に掲示することには特段の意味があるものと思料する。よって、原案どおりとしたい。

その他の省庁の取組については、各省庁においても、ご検討いただきたいが、いずれにしても、「どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り」のための検討の会(「とりまとめ」1頁の上から3番目の「 」)において、関係府省庁の共同により、犯罪発生直後からの支援について検討されることになる。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」6頁の下から3番目の「 』〕

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア養成研修への講師の派遣等の支援に努めていく。〔警察庁〕

(警察庁意見)

(5) 警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア養成研修への講師の派遣等の支援に努めていく。〔警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

(上記意見に対する内閣府意見)

警察は、全国の各地域において、犯罪被害者等に接する機会が特に多く、これまでにも民間の団体に対し、様々な支援を行ってきたものと承知しており、それらの施策を更に進展させていくことを基本計画に掲示することには特段の意味があるものと思料する。よって、原案どおりとしたい。

その他の省庁の取組については、各省庁においても、ご検討いただきたいが、いずれにしても、「どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り」のための検討の会(「とりまとめ」1頁の上から3番目の「 』)において、関係府省庁の共同により、そのような体制に必要な民間の人材の養成についても検討されることになる。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」7頁の一番下の「 』〕

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動についての広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借り上げ等の協力等の支援を行っていく。〔警察庁〕

(警察庁意見)

(6) 「警察犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動についての広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。」〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕

(上記意見に対する内閣府意見)

原案どおりとしたい。

理由は上記(5)に同じ。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」8頁の上から2番目の「 〃 〕〕

「警察において、政府広報の活用も含め、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義、活動等について、広く国民の理解を得られるように努めていく。」〔警察庁〕

(警察庁意見)

(7)「警察犯罪被害者等支援に係る省庁において、政府広報の活用も含め、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義、活動等について、広く国民の理解を得られるように努めていく。」〔内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省〕

(上記意見に対する内閣府意見)

警察は、全国の各地域において、犯罪被害者等に接する機会が特に多く、これまでも民間の団体に対し、様々な支援（広報を含む。）を行ってきたものと承知しており、それらの施策を更に進展させていくことを基本計画に掲示することには特段の意味があるものと思料される。よって、原案どおりとしたい。

その他の省庁の取組については、各省庁においても、ご検討いただきたいが、内閣府において、「とりまとめ」の8頁の上から2番目の「 〃 〃 」で、政府広報との連携による民間の団体の紹介に取り組んでいくことを掲げているところである。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」3頁の上から2番目の「 〃 〃 〕〕

警察において、「被害者連絡」の確実な実施を更に徹底する。〔警察庁〕

(警察庁意見)

2 以下の施策について、修正等願いたい。

(1)「~~警察において、「被害者連絡」の確実な実施を更に徹底する。~~」(削除)

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見のとおり、削除することとしたい。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」2頁の一番下の「 〃 〃 〕〕

警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展

開されるよう努める。[警察庁]

(警察庁意見)

(2)「警察において、指定された警察職員が、事件発生直後の現場に臨場し、~~犯罪被害者に名刺を交付するなどして自己紹介を行い、犯罪被害者に付き添いつつ、各種の相談等に応じたり、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の紹介・引継ぎを行うなどする~~から犯罪被害者に付き添うなどするとともに当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の活用を図っていく。」[警察庁]

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、本施策について、関係部分を削除した上で、「『指定被害者支援要員制度』の活用」について言及している「各省庁提出に係る施策等とりまとめ」の4頁の一番上の「 」に吸収することとしたい。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」7頁の下から3番目の「 」〕

警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。[警察庁]

(警察庁意見)

(3)警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者に付き添うなどするとともに携帯電話等によりいつでも当該犯罪被害者からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部内カウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、民間の犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能にするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。[警察庁]

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見のとおり、修正することとしたい。